

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請

●問合先 市役所国保年金課 国保G 内線 102～104

70 歳未満の方

医療費の自己負担が高額になったとき、医療機関での窓口負担が自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」を交付しています(※)。この認定証の交付は、事前に国保年金課で申請が必要となりますので、「保険証」と「認め印」を持参の上、窓口で手続きしてください。

また、既に交付を受けている方は、有効期限が7月31日(火)までとなっていますので、7月19日(木)以降に更新の手続きをしてください。

※住民税非課税世帯の方には、入院時の食事代が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付

◎ 70 歳未満の方の自己負担限度額 (月額)

自己負担限度額は、1か月ごと・1医療機関ごとに計算します。2つ以上の医療機関での受診や、同じ医療機関での外来と入院は、それぞれ別計算となります。

※保険適用分のみが対象 (入院時の食事代や差額ベッド代は対象外)

区 分	3 回目まで	4 回目以降
上位所得者 (※)	150,000 円 + (医療費 － 500,000 円) × 1%	83,400 円
一 般	80,100 円 + (医療費 － 267,000 円) × 1%	44,400 円
住民税 非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※「上位所得者」とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯(所得の申告がない場合も上位所得者とみなす)

- ・国民健康保険税に未納がある場合は、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付は受けられません。ただし、特別な事情がある場合には、ご相談ください。
- ・限度額の適用は、申請した月の初日からとなります。

70 歳以上 75 歳未満の方

70 歳以上 75 歳未満の方は、高齢受給者証(青色)を提示することで、1つの医療機関における

窓口での支払いの際に自己負担限度額が適用されます。住民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

8月から使用する高齢受給者証は7月中旬以降に発送します。医療機関で受診する際は必ず保険証と一緒に提示してください。

◎ 70 歳以上 75 歳未満の方の自己負担限度額(月額)

自己負担限度額は、1か月ごとに「病院・診療所」「歯科」「調剤薬局」などを区別せず合算します。外来は個人ごとにまとめ、入院を含む自己負担限度額は世帯内の70歳以上の方で合算します。※保険適用分のみが対象(入院時の食事代や差額ベッド代は対象外)

区 分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者 (※1)	44,400 円	80,100 円 + (医療費 － 267,000 円) × 1% 4 回目以降は 44,400 円
一 般	12,000 円 (※2)	44,400 円 (※3)
低所得者Ⅱ (※4)	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ (※5)		15,000 円

※1 「現役並み所得者」とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上で70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者がいる世帯の方〔該当者の収入合計が520万円未満(2人以上)、383万円未満(1人)であると申請した場合是一般区分〕

※2 平成25年4月から24,600円に変更予定

※3 平成25年4月から62,100円(4回目以降は44,400円)に変更予定

※4 「低所得者Ⅱ」とは、同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税である方

※5 「低所得者Ⅰ」とは、同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方